※詳しくは問にお問い合わせください。

文化振興基金を活用しませんか

問政策企画課企画統計係
☎63-1274

荒尾市で個性的な地域文化の創造やまちづくりを行う団体の文化活動を支援します。平成26年度は朗読サークルあらお30周年記念大会と賀庭寺保存・啓発事業で活用されました。

●助成対象事業　平成27年度に自ら企画して実施する次に掲げる事業で広く市民に公開・公表するもの。今年度に申請できる事業は、1団体につき1事業です。恒常的な活動、営利目的の活動、政治・宗教活動などは対象外です。

活動発表事業	複数の団体で構成される実行委員会主催の自主企画公演や展示会など。ただし、特定の流派、会員や個展などに関わる事業は対象外。
文化情報事業	文化を紹介するビデオ・パンフレットなどの制作発行で、文化情報の発信に寄与する事業
人材育成・交流事業	文化的な活動として開催される研究会、フォーラムなどで人材育成や交流を目的とする事業
その他の事業	文化によるまちづくりの振興に寄与するもので、市長が特に必要と認める事業

●助成対象
①市内に住所か活動の本拠地がある団体
②助成金の交付決定後に事業に着手し、今年度中に助成対象事業を完了できる見込みがある団体

●募集期限　7月31日㈮

●助成金の額
当該事業に要する対象経費の2/3。限度額は50万円。
※入場料や補助金などの収入は、事業に要する経費から差し引きます。
※食糧費、メンバーの旅費・賃金などは原則対象外です。

●助成金の交付
事業完了後に交付します。事業の性格上、市が適当と認める場合は、概算払い（前払い）ができます。

指定ごみ袋を平織り状に変更します

問環境保全課環境業務係
☎63-1370

市指定ごみ袋をロール状から平織り状に変更します。7月から新しいごみ袋を販売しますが、今までのごみ袋も引き続きご利用いただけます。
　なお、ごみ袋の料金は変わりません。

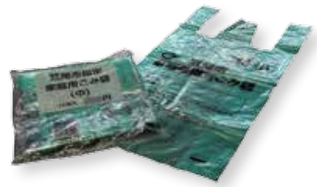

計量器の定期検査を実施します

問産業振興課商工・企業誘致推進室
☎63-1432

取引や証明に使用するはかりは、2年に1回の検査が法律で義務づけられています。
　定期検査を行いますので、計量器をお持ちの人は受検をお願いします。

●日時・対象地区・場所

検査日	受付時間	検査地区	検査場所
8月5日㈬	午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）	万田・万田中央	浄水センター
8月6日㈭		府本・八幡・桜山	文化センター（北側駐車場）
8月7日㈮		荒尾・井手川・中央・緑ケ丘・平井・有明・清里	

●検査対象となる計量器
・商店などで、精肉、鮮魚、青果、惣菜などの売買に使用するはかり
・学校、病院、保育園などで使用している体重測定用のはかり
・農業、漁業などの生産者が生産物の売買に使用するはかり

●手数料　1台当たり500円～2,200円ほど
※民間の計量士による検査を1年以内に受検した場合、検査の必要はありません。また、定められた地区外でも受検できます。
※キッチンスケール、ベビースケール、ヘルスメーターなどの家庭用計量器は取引や証明には使用できません。

※詳しくは問にお問い合わせください。

地域と行政のパイプ役 行政協力員　新任紹介

6月1日付けで新たに次の人を行政協力員に委嘱しました。

【万田東】　平田陸士（ひらたむつし）さん　☎62・5033

◎前任者には長い間ご協力いただき、ありがとうございました。

問総務課行政管理係　☎63・1209

市民活動補償制度をご活用ください

市民活動を安心して行えるよう、事故やけがが起きた場合に備えて、市民活動補償制度を活用しませんか。

●補償内容
①市民活動中の指導者・スタッフ・参加者のケガ
②市民活動中に指導者・スタッフなどが他人に負わせたケガや他人の物を壊したことによる賠償責任
※病気などは対象外ですが、活動に伴う熱中症や食中毒は対象です。

●対象
5人以上の市民などにより自主的に構成された営利を目的としない市民活動団体（地区協議会、元気づくり委員会、自治会・町内会、ボランティア団体など）で、規約などを定めている団体

●対象になる活動
除草活動、防犯活動、祭りなどの地域おこしイベント、高齢者や障がい者などの支援活動、レクリエーション大会など

●対象にならない活動
市や学校管理下での活動、親睦が目的のレクリエーション活動、趣味を目的とするサークルの活動など

●加入方法
市が加入して保険料を支払います。事前の加入や登録手続きは不要です。事故発生後30日以内に必要書類などをくらしいきいき課へ提出してください。

問くらしいきいき課市民応援係　☎63・1395

熊本県水とみどりの森づくり税にご協力を

熊本県水とみどりの森づくり税として、年間に個人は500円、法人は1～4千円お支払いいただいています。
　この税を基に、水を蓄えて災害を防止する活動、森林を元気にする取り組み、森林の役割の普及啓発を行っています。
　皆さんのご理解ご協力をお願いします。

問熊本県農林水産政策課　☎096・333・2422

農薬容器（産業廃棄物）を回収します

農薬空容器の焼却・廃棄は違法です。回収にご協力ください。

●日時
7月8日㈬、10月7日㈬
午前9時～午後4時

●場所　JAたまな荒尾供給センター

●回収するもの
・プラボトル
・水和剤・粉粒剤の袋
・農薬ビン類
・農薬缶類（ミカノールなど）
・ペール缶（ハーベストオイルなど）

●回収するときの注意
紙袋とボトルは分別し、JA指定の回収袋（JAたまな荒尾供給センターで販売。1枚100円）に入れて出してください。プラボトルは洗浄し、フタをはずして下向きに15本ほど入れてください。
※容器や袋に農薬の残りがあると回収できません。

問JAたまな荒尾供給センター　☎68・1420

戦没者の遺族に特別弔慰金を支給します

戦没者の死亡当時のご遺族で、公務扶助料や遺族年金などを受けとっていない人（平成27年4月1日時点）に特別弔慰金を支給します。当てはまる人はお手続きください。

●日時　表1参照

●場所　市役所　11号会議室

※地区ごとに受け付けます。
　都合が悪い人は他地区の受付日にお越しください。期間内に受付できない人は、平成30年4月2日㈪までに福祉課で請求受付を行ってください。

●対象　戦没者の子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、三親等内の親族（甥、姪など）のうち先順位のご遺族一人（戦没者と生計関係のなかった人は除く）
※三親等内の親族は戦没者の死亡時まで1年以上の生計関係のある人だけ。

●支給内容　5年償還の記名国債（額面25万円）

問福祉課総務係　☎63・1406

●表1

実施日	受付地区・受付時間 午前9時～正午	受付地区・受付時間 午後1時～4時
7月7㈫	荒尾地区（本村、新町、月田、市屋、貝塚、普源寺、打越、上小路）	左記以外の荒尾地区
8㈬	万田地区（大島下、日の出町、昭和町、朝日、境崎東・中・西、万田西）	左記以外の万田地区
13㈪	万田中央地区	井手川地区
14㈫	中央地区（大和区、中央東・西・北、新生）	左記以外の中央地区
15㈬	緑ヶ丘地区	平井地区
16㈭	府本、八幡地区（菰屋南・北、野原南・北）	左記以外の八幡地区
21㈫	清里地区	桜山地区
22㈬	有明地区（蔵満、有明城、中一部、向一部）	左記以外の有明地区
23㈭	予備日	